

沖高保発第7－71号
令和7年9月10日

LPガス販売事業者各位
認定保安機関各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
会長 上地 啓太 (公印省略)

液石法供給設備等技術上の基準違反に伴う
設置基準の確認について (お願い)

平素は、当協会の自主保安活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
標記の件について、供給設備における技術上の基準違反が複数の販売事業者で確認されました。

これらの問題は、供給設備の技術上の基準を認識していなかった業務主任者の職務違反となります。また、同様に配送を請け負う保安機関、点検調査を請け負う保安機関においても、技術基準における違反を見逃していたことにあります。

つきましては、各販売事業所の業務主任者並びに保安機関におかれましては、同様の違反が無いか、改めて供給設備の設置状況について確認いただき、必要に応じて改善いただきますようお願い致します。

液石法規則19条 (バルク供給にかかる供給設備の技術上の基準)

3号ハ (9) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書きすること。

(10) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること

3号ニ (1) 基礎は、平坦なコンクリート盤等によるが水平、かつ、地盤面から5cm以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。

(2) 自動車等が接触しない措置を講ずること。

黒本規定50 (パイプシャフトの内装)

パイプシャフトの内装は、不燃材料で造られた建築物の部分であること。



※本件のお問合せ 協会事務局 業務課 TEL 098-858-9562